

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)
土地改良区の役員の就任(二件)(農村整備課)
県営土地改良事業計画の変更(〃)
土地改良事業の認可申請の適否の決定(〃)
土地改良事業の工事の完了(〃)
県営土地改良事業の工事の完了(〃)
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 公 告 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施(消防防災課)
- ◇ 正 誤 昭和六十一年七月鳥取県告示第六百九号中訂正
平成二年十月鳥取県告示第七百八十八号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百三十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
庄司医院	鳥取市湖山町北一丁目二六〇	平成二年十月一日
横田外科医院	鳥取市栄町四〇三―四	〃
山根医院	鳥取市賀露町九九九	〃
藤崎医院	鳥取市本町四丁目一〇	〃
伊達外科医院	鳥取市永楽温泉町三〇二	〃
彦名クリニック	米子市彦名町二八五六―二	〃

南條診療所	西伯郡名和町大字豊成六八四 一—二	〃
仲田医院	日野郡日野町根雨七一五	〃
入澤医院	日野郡日南町矢戸四五四	〃
佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九 七	〃
御船齒科医院	気高郡青谷町大字青谷三七六 六一—	〃
武内齒科医院	東伯郡羽合町大字田後五七二	〃
医療法人同愛会 博愛病院	米子市両三柳一八八〇	〃
涌島齒科湖山医 院	鳥取市湖山町三六九〇—一	〃
みなと薬局鳥取 店	鳥取市立川町五丁目四一	〃
田村内科眼科	鳥取市末広温泉町二〇二	平成二年十月十二日
河崎齒科医院	倉吉市福庭九一八一—	平成二年十月十四日
尙加藤調剤薬局 一本木店	倉吉市山根字一本木六三七— 五	〃
おおくい薬局	鳥取市大杓二二六—二九	平成二年十月二日
たかはし薬局	鳥取市湖山町北四丁目八〇七	平成二年十月一日
池田薬局TOS C千代水店	鳥取市安長二四八一—	平成二年九月二十八日
井東眼科クリ ック	倉吉市新陽町二二—二	平成二年十月十一日

鳥取県告示第八百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり小田川土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 鈴木 竹 志 岩美郡岩美町大字院内四二九—五

〃 高村 重 吉 〃 大字岩常六九三

平成二年四月一日就任 任期平成三年七月四日まで

鳥取県告示第八百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり岩井地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 難波 昭 雄 岩美郡岩美町大字真名七一

平成二年三月二十五日就任 任期平成三年三月二十八日まで

鳥取県告示第八百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業大原地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三十八号

青谷町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業河原地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成二年十月二十二日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつ

たので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
岩美町	土地改良総合整備事業(水田農業確立対策特別型)浦富地区農業用排水	平成元年三月二十六日
"	浦富南地区農業用排水	平成二年三月二十六日

鳥取県告示第八百四十号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二年十月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営農地開発事業河合谷地区農用地造成	平成二年二月十七日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十五号

平成二年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年十月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 日時 平成二年十月二十三日(火)午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会
- 三 議題 鳥取海区漁業調整委員会委員補欠選挙について

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施する。

平成2年10月19日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている者のうち危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所において危険物の取扱作業に従事している者

2 講習の日時及び場所

- (1) 平成2年12月4日(火) 午前10時から午後4時まで
米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
- (2) 平成2年12月5日(水) 午前10時から午後4時まで
境港市上道町1580 境港市民会館大会議室
- (3) 平成2年12月7日(金) 午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂
- (4) 平成2年12月11日(火) 午前10時から午後4時まで
倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室
- (5) 平成2年12月12日(水) 午前10時から午後4時まで
鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 受講手続き

- (1) 受講申請書
県内の各消防署、各市役所及び各町村役場並びに鳥取県総務部消防防災課に備え付けてある所定の申請書によること。
- (2) 受講申請書の受付期間
平成2年11月1日(木)から同月15日(木)まで(郵送による場合は、平成2年11月15日(木)までの消印のあるものに限る。)

4 受講手数料及びその納付方法

- (1) 受講手数料 4,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の手数料

欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

5 受講申請書の提出先

〒680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7064)

6 その他

受講当日は、危険物取扱者免状を持参すること。

正 誤

昭和六十一年七月鳥取県告示第六百九号(廃川敷地の生成について)中の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤

五 下 八 一、一〇一・〇二平方メートル

正

一、〇一一・〇二平方メートル

平成二年十月鳥取県告示第七百八十八号(字の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

一 下 後ろから一 (一三六九) (一三七八) (一三六九) (一三七六)